

## 学 則

①商号又は名称	有限会社オール・ウエイズ・カンパニー
②研修事業の名称	クオリティ・ピュア・スクール
③研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号)に基づく同行援護従業者養成研修
④研修課程	一般課程 ・ <u>応用課程</u> (実施する課程に○)
⑤事業者指定番号	44
⑥開講の目的	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時に、当該障がい者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的とする。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義：大阪市淀川区木川東4-5-3オパール新大阪ビル 演習：大阪市淀川区木川東4-5-3オパール新大阪ビル
⑧講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表(別添2-2)を参照。
⑨使用テキスト	同行援護従業者養成研修テキスト 中央法規
⑩受講資格	同行援護従業者養成研修の一般課程(大阪府知事が相当すると認める研修)を修了した者。ただし、修了証明書の写しの提出をもって受講資格とする。
⑪広告の方法	修了生・事業所等へのDM、ホームページでの広報 資料請求者には案内資料送付
⑫情報開示の方法	ホームページ上で情報開示 <a href="http://www.fukushi-qps.com">http://www.fukushi-qps.com</a>
⑬受講手続き及び本人確認の方法(応募者多数の場合の対応方法を含む)	受講手続き：受講希望者には、弊社より講座受講案内、学則、直近開講のカリキュラム、申込用紙を送付する。もしくは本人の希望により弊社ホームページより講座情報、学則、カリキュラムを確認、申込用紙のダウンロードでも可。申込用紙を記入の上、送付(郵送・FAXどちらも可)、入金の確認後、受講手続き完了通知を弊社が送付。 本人確認の方法：開講オリエンテーション時、身分証の写しの提出により行う。 応募者多数の場合の対応：入金の先着順で決定する。定員に漏れた申込者は、次回開講講座を優先的に受講できるものとする。
⑭受講料及び受講料 支払方法	受講料：13,800円(テキスト代、消費税含む) 支払い方法：下記銀行振り込みもしくは現金支払い 三井住友銀行 河内長野支店 普通 1129372 三菱東京UFJ銀行 新大阪駅前支店 普通 4614814 ゆうちょ銀行 記号14000 番号30143811
⑮解約条件及び返金の有無	受講生都合での解約：入金後はいかなる場合にも返金はしない。 弊社の都合での解約：全額返金(振り込み手数料弊社負担)、もしくは次回講座の受講料として充当する。

⑯受講者の個人情報の取扱	<p>個人情報保護規程策定の有無 (有)・無)</p> <p>個人情報については個人情報保護関係条例を遵守し、同行援護従業者養成研修事業実施事務においてのみ使用するものとし、他の目的には一切使用しない。管理方法としては電磁媒体・紙媒体ともに施錠できる書庫にて保管し、責任者が鍵を保管するものとする。なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
⑰研修修了の認定方法	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。</p> <p>講義・演習の出席の確認は、講師による点呼及び受講者本人の署名又は押印とする。</p> <p>研修の修了年限：1ヶ月以内</p> <p>※受講生の病気等やむを得ない理由による場合は、2ヶ月以内とする。</p>
⑱補講の方法及び取扱	<p>補講の方法：欠席した科目と同一の科目を別の日に新たに設定し個別補講を行う。</p> <p>なお、講義(「(6)障がい者の人権」を除く)に限り当該科目担当講師へのレポート(1200字以上)提出をもって出席とみなすことができる。その場合、担当講師が添削指導しなければならない。</p> <p>補講可能な科目数：補講の上限は3科目とする。</p> <p>補講に要する費用：個別対応補講費用 1時間 3,150円 レポートによる振替補講 1科目 1,050円</p>
⑲課程免除の取扱	<p>次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により、一般課程の受講を免除する。</p> <p>①平成2年度から平成8年度まで大阪府が実施した「ガイドヘルパー養成研修」</p> <p>②「ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成9年5月23日付け障第90号)」に基づき実施したガイドヘルパー養成研修(視覚障がい者課程)</p> <p>③廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)」第3号の規定に基づき実施した視覚障がい者移動介護従業者養成研修</p> <p>④廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)」第3号の規定に基づき実施した視覚障がい者外出介護従業者養成研修</p> <p>⑤大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき実施した大阪府移動支援従業者養成研修(視覚障がい課程)</p> <p>⑥大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修</p> <p>以上による免除要件の確認は、受講者から各研修の修了証明書の原本を確認のうえ、その写しの提出を求めて行う。</p>
⑳受講中の事故等についての対応	<p>当社が被保険者として傷害保険・損害賠償保険に加入する。</p>
㉑研修責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：重田さより</p> <p>所属名：クオリティ・ピュア・スクール</p> <p>役職：係長</p>
㉒課程編成責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：重田さより</p> <p>所属名：クオリティ・ピュア・スクール</p> <p>役職：係長</p>

<p>②③ 苦情等相談担当者 名、所属名、役職 及び連絡先</p>	<p>氏名：中村江里子 所属名：クオリティ・ピュア・スクール 役職：課長 連絡先：大阪市淀川区木川東4 - 5 - 3 オパル新大阪ビル3階 06 - 6304 - 9110</p>
<p>②④ 研修事務担当者 名、所属名及び連 絡先</p>	<p>氏名：重田さより 所属名：クオリティ・ピュア・スクール 連絡先：大阪市淀川区木川東4 - 5 - 3 オパル新大阪ビル3階 06 - 6304 - 9110</p>
<p>②⑤ 修了証明書を亡 失・き損した場合 の取扱い</p>	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：2,484円(消費税込)</p>
<p>②⑥ その他必要な事項</p>	<p>遅刻の取り扱い：10分以上の遅刻は欠席扱いとなる。その場合、補講を受けなければならない。 ただし公共の交通機関の延着の場合は、延着証明を提出してもらい、出席を認める。 退校の取り扱い：受講生の申し出の場合、認める。又、受講誓約書（開講オリエンテーション配布）に定める弊社及び他の受講生の利益を損なうような迷惑行為が認められる場合は退校処分となる。返金については、いかなる場合にもいっさい無しとする。 開講中止の決定：申込者数が5名に満たない場合は開講を見送る場合がある。 (入金済み受講料については、「学則⑮弊社の都合での解約」のとおり)</p>

<p>※1 大阪府からのお知らせ</p>	<p>大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>
----------------------	--

<p>※2 研修事業者の指定担当</p>	<p>大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ 電話：06-6944-9165 ホームページ：<a href="http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/">http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/</a></p>
----------------------	---